

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの期間及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年7月から53年3月まで
② 昭和61年3月

申立期間以前より、国民年金保険料は、毎月A銀行かB銀行の自分名義の普通預金から口座振替により納付していた。申立期間だけが振替になっていないことは無いと思うので、未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて10か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月25日の払出しであるが、申立人は、国民年金の資格を取得した36年4月から47年12月までさかのぼって国民年金保険料を特例納付している上、資格を喪失する62年10月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、C市から、時期は特定できないものの申立期間に係る国民年金保険料の口座振替について、昭和40年代から実施していたと思うとの回答がある。

さらに、納付日が確認できる昭和59年度以降の国民年金保険料納付は、口座振替により、おおむね納付期限内に納付していたことが確認できる上、口座振替によって納付されていないと思われる月も見受けられるが、後に納付書等によって納付していることが確認でき、申立人が「飲食店の経営状態については、特に厳しいということは無く、収入もそれなりにあったので、保険料の納付が困難なことは無かった。」とする主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から51年11月まで

私は、昭和45年の春にA市B地区へ引越し、46年4月、高校時代の友達から国民年金のことを聞き、同月に市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、職員の方が毎月少し多く納付するとお得な方法があり、2年間さかのぼって加入できると言うので、そのとき2年間さかのぼって市役所窓口で国民年金保険料を納付し、加入したことをはっきり記憶している。

それから、昭和51年10月にA市C地区へ引越し、その後52年に赤い年金手帳が送られてきたが、その封筒の中に返信用の封筒も同封されていて、「送り返してください。」とあったので、今まで持っていた青色の国民年金手帳を送り返した記憶がある。申立期間について、未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年4月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年11月以降に払い出されている上、A市の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年12月22日に国民年金への任意加入手続及び付加保険料の納付申出を行ったことが確認できる。

また、申立人は、「国民年金加入時に、2年間さかのぼって市役所窓口で国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、任意加入は制度上、国民年金の加入申出を行った日から加入となり、さかのぼって加入することはできない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から同年11月までの期間、39年4月から同年6月までの期間、40年6月から41年3月までの期間及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から同年11月まで
② 昭和39年4月から同年6月まで
③ 昭和40年6月から41年3月まで
④ 昭和41年5月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、保険料が未納になっているとの回答を受けた。

平成4年に亡くなった私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、二人の国民年金保険料を一緒に納付していたと記憶している。

当時の領収書は紛失してしまい、証拠となるようなものは無いが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の亡き母が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、その亡き母も昭和36年4月から国民年金に加入し、一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険庁のオンライン記録を見ると、その亡き母は45年3月5日に国民年金に初めて加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

申立期間当時、私はA市立B中学校の図書館にて図書の分類や整理整頓及び清掃等の仕事をしていたが、その1年間は厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得がいかない。

関連する書類は存在しないが、当該申立期間について厚生年金保険被保険者として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が勤務していたとするA市立B中学校（A市教育委員会）は、昭和38年10月1日に健康保険厚生年金保険新規適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が申立期間においてB中学校に職員として勤務していたと記憶している同僚3名について、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入記録が確認できない上、連絡先不明により証言を得ることもできない。

さらに、A市教育委員会は、昭和38年10月前における中学校の臨時職員等の厚生年金保険加入対象者について、「C県教育委員会で加入していた可能性もある。」としているが、社会保険事務所が管理するC県教育委員会（現在はC県教育庁D教育事務所）の新規適用となった昭和36年5月1日から37年4月30日までの75名に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 20 日まで
私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 20 日までの A 社 B 工場での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金として支給済みとの回答を受けたが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 58 年 11 月 15 日から 59 年 6 月 5 日まで
②昭和 61 年 2 月 2 日から 62 年 11 月 10 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の加入期間について、照会申出書を提出したところ、申立期間に対する厚生年金保険加入の事実が確認できない旨の回答をもらった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時の同僚の証言から、いずれもそのころ申立人がそれぞれの申立てに係る事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は昭和 58 年 11 月 15 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、社会保険事務所が管理する同事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、同月 5 日に申立人の被扶養者(次女)が急性上気道炎を患い治療を開始したことから、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失後に健康保険継続療養の届出を行っていることが確認できる。

また、申立期間②について、社会保険事務所が管理するB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間の始期である昭和 61 年 2 月 2 日付けで健康保険任意継続被保険者資格

を取得していることが確認できる上、同事業所において健康保険・厚生年金保険被保険者資格を再取得した62年11月10日の翌日付けで健康保険任意継続被保険者資格を喪失していることが社会保険庁のオンライン記録（「任継・第四種被保険者記録照会回答票」）において確認できる。

さらに、当該事業所における申立人の同僚たちの厚生年金保険加入記録を見ると、申立人と同様、昭和61年2月2日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が6人いるほか、62年11月10日付けで同資格を再取得している者が11人見られ、これら同僚のうち、事情を聴取することができた7人の中には、申立期間当時、「会社の業績が振るわず、会社から一時解雇された。」と証言する者が4人存在する。

加えて、申立期間①及び②に係る事業所における申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、同被保険者資格の得喪年月日が、厚生年金保険被保険者資格の得喪年月日とそれぞれ一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 37 年 1 月末に南氷洋より帰国し、同年 4 月から 12 月まで A 社 B 事業所にて鯨の解体作業をしていた。毎月 1 万円から 1 万 5,000 円は仕送りしていた記憶がある。盲腸の疑いで勤務中に病院に行ったが、どのような保険証だったか記憶は無い。昭和 38 年 1 月から 3 月まで失業保険をもらい、同年 4 月から別の会社に入り北洋に向かい乗船した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持している A 社 B 事業所の所長名による昭和 37 年度の操業皆勤賞により、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、現在の事業主に照会したが、「昭和 37 年の職員名簿には名前が無く、不明である。」との回答を得ている。

また、申立期間に厚生年金保険の加入期間がある社員 9 人のうち 1 人は「名前に覚えはあるが、給料から厚生年金保険料を差し引かれていたかは分からない。」、他の 8 人は「申立人の名前に記憶が無い。」としているが、そのうち捕鯨部に 32 年間働いたという C 氏は「捕鯨部で夏場だけ働く臨時の人たちは厚生年金保険に加入させていなかった。常勤の社員だけ加入させていたはずである。」と証言しており、当該事業所では、すべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけでは無かったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る昭和 36 年 5 月か

ら 38 年 8 月までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、整理記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月11日から平成2年4月19日まで
A社に所属してホテルの内外の警備を行っていた申立期間について、社会保険事務所から厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないとの回答を受けた。

私は入社前に、会社が厚生年金保険に加入しているかを一番先に聞きます。その後に仕事のことで、厚生年金保険に加入していない会社には入りません。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に在籍していたことを推認することはできる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料が無く、保険料控除等は不明。」と回答しているほか、申立当時の事業主は既に他界し、当時の事務員も特定できないが、申立期間に被保険者記録のある社員二人は、「申立人が厚生年金保険料を天引きされていたか否かは知らない。警備員は日給月給制で、厚生年金保険加入は希望者のみであった。」と証言している。

また、当該事業所の職歴審査照会回答票及び被保険者原票を見ると、申立人の記録は無く、整理番号の欠番5件の中には申立人に該当するものが見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 11 月 10 日まで

私は、中学を卒業して職業訓練所に入り、そこで1年間勉強し、訓練所を卒業してすぐの昭和 34 年 4 月から A 社に入社した。同僚には訓練所でも同期生で、A 社へも同時入社した B 氏がいる。

その後、A 社には 2 年間勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険加入期間は昭和 35 年 11 月 10 日から 36 年 3 月 1 日までしか確認できないと回答されたが、納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚は、「申立人とは職業訓練所が同期であり、訓練所を卒業してすぐに A 社と一緒に入社した。」と証言しており、当時の訓練所の記録を管理している独立行政法人 C 機構 D センターでは、「申立人及び同僚は共に、昭和 34 年 3 月 25 日に同訓練所 E 科を修了している。」と回答していることから、申立人は申立てどおりの時期に、当該事業所で勤務し始めたことを推認することができる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険への加入手続等について、当時の総務事務担当者は、「A 社に入ってまだ若い見習のような職人については、すぐには厚生年金保険の加入手続をしていなかったと思う。」と証言している上、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している者は上記同僚以外にも 5 人いるが、そのうち照会できた 3 人のうち 2 人は、「資格取得日以前から勤務していた。」と証言しており、当該事業所では、入社時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人及び同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和35年11月10日となっており、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿でも、同日に連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 35 年 11 月 10 日まで
昭和 40 年 1 月 5 日付けの表彰状によれば、私はA社に勤続7年となっていて、33年からの入社が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持していた表彰状や同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人が所持する申立人に係る厚生年金保険被保険者証を見ると、その資格取得日は昭和35年11月10日となっており、申立人は「当該被保険者証はA社に勤務した時にもらったもので、これ以外には無い。」と主張していることから、この時期に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したことがうかがわれる。

また、申立人の厚生年金保険の加入手続等について、当時の総務事務担当者は、「申立人は見習で入社した。A社に入ってまだ若い見習のような職人については、すぐには厚生年金保険の加入手続をしていなかったと思う。」と証言している上、申立人が同僚として挙げた二人は、「厚生年金保険の加入前から勤務していた。」とし、うち一人は「厚生年金保険加入前は見習であった。」と証言しており、当該事業所では、入社時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同被保険者原票を確認しても、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当た

らない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。